事業者の皆様へ

震災時の仮貯蔵・仮取扱い等の手続きに係る運用が開始されました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた給油・注油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常とは異なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

これらの経験を踏まえ、震災時において危険物の仮貯蔵・仮取扱い(少量危険物 貯蔵・取扱いを含む。)が想定される事業者の方は、震災時等の被害状況及び想定 される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態について検討され、講ずるべき安全対策 及び具体的な実施計画を策定し、消防局予防課と事前に協議していただきますよう お願いします。

主な想定事案として以下のことがあります。

- ・ ドラム缶による燃料の貯蔵及び取扱い
- ・ タンクローリーによる燃料の貯蔵及び取扱い
- ・ 危険物を収納する設備から危険物の抜取り
- ・ 地域防災拠点等のドラム缶による燃料の貯蔵、取扱い

<u>事前に消防局予防課と協議し、実施計画書を提出することで、仮貯蔵・仮取扱い</u>の申請から承認までの期間が大幅に短縮されます。

申請に必要な書類

- 1 危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書(川越地区消防局ホームページ掲載)
- 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書 添付内容

安全対策及び具体的な実施計画・案内図・実施予定場所構造図・敷地見取図 ・その他設備図、資料など

消防法抜粋 第10条第1項

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び 取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署 長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は 取り扱う場合は、この限りでない。

問合せ先:川越地区消防局

予防課保安担当

049 - 222 - 0744